

○議会基本条例の制定

<p>民主党</p>	<p>○ 神戸市会活性化に向けた改革検討会の集大成として、市民と議会の関係、意思決定機関としての役割を明記した議会基本条例を神戸市会も制定すべき。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ 議会基本条例の制定は、議会改革の取り組みが市民に理解してもらい易いと言う側面がある一方、他都市での先行事例を見ても条例化によるメリットが感じられない。</p> <p>○ 仮に議会基本条例を制定するとしても、理念的内容とすべきでないか。</p>
<p>公明党</p>	<p>○ 以下の項目などを議会基本条例として明文化することが議会改革の上で極めて重要であるとする。なお、議員報酬、定数についてはすでに条例があるため、基本条例には含まないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議会の基本理念—議会の存在意義</li> <li>2. 議会の機能、役割1—執行機関との関係             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政の監視(調査権、議決権など)</li> <li>(2) 条例制定権</li> <li>(3) 予算修正権</li> </ol> </li> <li>3. 議会の機能、役割2—市民との関係             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政務調査権(市政に資する内外状況の調査、市民意識調査など)</li> <li>(2) 広聴、広報(傍聴、公聴会、市政報告、情報公開など含む)</li> </ol> </li> <li>4. 議会の会議体、運営原則(委員会活動、会期、会派の定義など含む)</li> <li>5. 議員個々の役割、責務、活動原則</li> <li>6. 市会事務局のあり方(人事、予算のあり方)</li> </ol>
<p>日本共産党</p>	<p>○ 制定することには異議はないが、現在、市会改革についての議論が進められているところであり、それらの議論を経た上で検討すべきだと考える。</p> <p>○ 制定するとすれば、議会や議員の役割、当局に対するチェック機能という、議員、議会の役割、市民に開かれた議会をめざすなど、条例の目的を明確にすることが必要だと考える。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>○ 我が会派は、ローカルアジェンダ(実行計画)2011の中で、“議員間の自由討論・市長からの反問権・議会報告会を定めた、議会基本条例案を作成”と明記している。</p> <p>○ 議会がどういう指針を持って運営されるのか、神戸市の議員の総意として条例が纏まるべく努力すべきであるとする。しかしながら形式だけに拘って制定するようなものではないと考える。</p> <p>○ 制定後は常にPDCAサイクルに基づき、その条例を検証をおこなうべきだと考える。</p>
<p>自民党神戸</p>	<p>○ 議会基本条例は、市民にとって議会活動等がわかりやすくなるという意義があり、また、今後の市会の議会運営の指針にもなる。本市会では、これまでの議会改革の検討結果をまとめる上でも制定の意味はあると考える。</p> <p>○ なお、規定項目については、改革の実践が伴うものでなければならず、また、会議規則などの他の例規との関係があるため、慎重に検討すべきである。</p>
<p>新社会党</p>	<p>○ この間の市会活性化にむけた議論を生かすためにも、2元代表制を首長と対等に担う議会が、議会のあり方や議員の役割と責務などの理念、原則を定めるために条例制定は必要。</p>

<p>住民投票☆市民力</p>	<p>○ 本来的には、憲法、地方自治法に基づいた「自治体の憲法」(最高規範)としての「自治基本条例」を制定するなかで、議会の権能や役割などを明記すべきである(例えば、札幌や川崎の「自治基本条例」のように)が、本市の場合、市民が主役のまちづくりという観点で「協働と参画3条例」がすでに制定されていることもあり、議会独自の「基本条例」の制定に異論はない。</p> <p>○ ただこれまでに制定された先行自治体の「議会基本条例」の多くは、議会と議会事務局がつくりあげた「自己規律条例」という批判もあり、条例策定過程や条例案をいかに多くの市民と共有していくかが大きな課題である。</p> <p>○ よって議会サイドで条例案のたたき台が出来た段階で、公募市民や学識経験者らによる「第三者委員会」でキメ細かい検討を行ってもらい、公開討論会やパブリックコメントなどを経て、成案を得るべきである。</p>
<p>たちあがれ日本</p>	<p>○ 議会基本条例は、議会がどのような役割を持ち、機能を発揮しているのか、議会の在り方、考え方を明文化することにより、市民にとって議会活動等がわかりやすくなるという意義があると考ええる。</p> <p>○ しかし、北海道栗山町の条例制定に端を発した議会基本条例の制定の波には疑問を感じないわけではない。</p> <p>○ 議会改革の実が挙げれば、あえて条例化は必要ないが、少なくとも、地方自治法上、策定義務のある会議規則で定めるべき事項を議会基本条例で定めるような愚があってはならないと考える。</p>

○地方議員の身分について(制度上の位置づけの明確化)

<p>民主党</p>	<p>「議員の責務, 業務」 ○ 議員活動と政治活動を区別することは、困難であるが、議員活動のうち公務でない部分を業務として捉えてはどうか。</p> <p>「公選職としての身分保障と健全性確保(議員報酬:第三者委員会での検証を含む、費用弁償の在り方)」 ○ 公選職としての身分保障を確立するためには、全国自治体議員の総意をもって法改正が必要であり、それには、地方分権改革(地域主権)とも合わせて、粘り強い運動を取り組む必要がある。</p> <p>「議員報酬・費用弁償の在り方」 ○ 費用弁償においては、今期より改定されたので、現行のままでよい。</p> <p>○ 議員報酬の在り方については、政令指定都市との比較や議員の資質向上なり、人材確保、議員の身分保障等々を検討の上、議会で適切に判断するべきである。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ 神戸市会として、議員の身分の定義を明記することに法的に問題はないか。</p> <p>○ 地方分権が叫ばれている中、権限が強化されれば、神戸市会として独自の議員の身分の定義を定めてもいいのではないか。</p> <p>「議員報酬について」 ○ 現下の厳しい経済状況の中、20年近く報酬の改定は見送られているが、議員としては耐えることが求められていると思う。</p> <p>○ 現在の総額を変える必要はない。</p>
<p>公明党</p>	<p>○ 議員の責務, 業務については、制約的に考えず、実態に即した活動を責務, 業務とすべき。例としては、調査権に基づく執行機関の事務事業の調査、評価、そして本会議、委員会ほか協議調整の場における審議、審査、討論、議案提出などはもとより、これらの活動の基盤となる市民の意見、要望聴取・調査、市政に資する内外の諸事例の視察・調査、公式行事への出席、市民への説明、広報などが議員の責務, 業務として明文化すべきものとする。</p> <p>○ 以上のような活動を保障すべき観点からは、現在の非常勤特別職公務員という立場は適当ではない。常勤が非常勤かの判断は、特定の場所で一定時間業務に拘束されていることが基準となっており、身分保障の程度もこの区別によっている。</p> <p>○ しかし、そもそも議員は時間や場所が特定されることがむしろ本来の活動を制約することになることから、常勤か非常勤かの単純な判断にはなじまない職種であり、これまで議論されているように「公選職」とも言うべき、業務の意義、実態に即した職種を設けるべきである。</p> <p>○ また、報酬についても議員がかつての名誉職的な立場ならいざしらず、市民が期待する議員の活動を推進するならば、「片手間」な活動ではとうていその期待に応えることは難しく、公平無私な立場を保持すべき観点からも、身分保障は重要な課題である。</p> <p>○ そのようなことを踏まえ、議員報酬については、前項のような業務内容を勘案して決定されるべきであり、制度上の趣旨からは、「報酬」ではなく「歳費」とすべきである。また、これら具体的な活動に伴う諸費用については、議会内における活動にともなうものについては、「公選職」となれば「費用弁償」としてではなく、一般の公務員と同様実費支弁でよいと考える。</p> <p>○ また、広義の調査活動については、原則「政務調査費」として支弁し、いたずらに減額すべきではない。すなわち、議員にとって市民への広報、広聴は最も重要な活動であり、また他の事例調査、専門家からの意見聴取は市民の期待に応えるためにも極めて重要な活動保障である。</p>

<p>日本共産党</p>	<p>「議員の責務, 業務」  ○ 議員の責務や身分等を地方自治法で明記することが必要だと考える。議員の責務, 役割は, 市政に対するチェック機能を果たすこと, 市民生活を少しでもよくなるような改善策を提起すること。そのために, 日常的に市民から市政への要望を聞き, 現在の施策との関連で検討し, 必要な改善策を提起することが求められる。</p> <p>「身分保障と健全性確保」  ○ 議員としての身分は, どのような名称とするかは別にして, 公職として明確に位置づけられることが必要だと考える。</p> <p>○ 議員報酬の額について, 基本となるのは, 議員活動が保障され, 一定レベルの生活が保障される額, ということだと考える。その額については, 神戸市の幹部職員の給与等, 様々なものと比較されることもあるが, どの程度が妥当なのかについては, やはり第三者機関での議論が必要ではないか。神戸市議会の議員報酬は, 政令市の中でもトップレベルであり, 日本共産党議員団としては, 当面3割程度の削減が必要だと考える。</p> <p>○ 議員が, 本会議や委員会でおこなう質疑等については, 日頃の調査活動を反映した内容となる。議員の調査活動等はそうした活動に欠かすことはできない。調査は, 会議, 視察等の公務がない時間をフルに活用して行われるべきものである。こうした点を鑑みれば, 一部議会で実施されている, 会議等に出席したときだけの日給制というのは適切ではないと考える。</p> <p>○ 費用弁償については, 日本共産党は, 報酬に含まれているとの立場であり, 廃止すべきだと考える。</p> <p>○ 議員の健全性の確保については, 市民から選ばれた議員として当然のことである。過去にも汚職・腐敗事件が起きているが, 自らを律するとともに, それに反する行為に対しては, 議会として厳格な対応が求められる。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>「議員の責務, 業務」  ○ 少子高齢化の進行に伴い社会保障費・医療費が増加を続け, 収支不足は拡大する見通しで本市の財政は依然として厳しい事は周知の事実である。平成24年度の市税収入は9億円の減収, 一方扶助費は75億円の増加の予定である。</p> <p>○ その中で私たち議員は, 本市の厳しい財政事情を厳しくチェックすると同時に“市民に負担を求める前に, まずは議員が身を切るべきだ”と考える。</p> <p>○ こうした財政に無駄使いのチェック, そして議員・公務員の削減, 給与カット, 天下りの禁止を行い, そのプロセスを市民に理解を求める不断の努力が必要不可欠だと考える。</p> <p>「公選職としての身分保障と健全性確保」  (議員報酬, 費用弁償)  ○ 我が会派は, ローカルアジェンダ(実行計画)2011の中で, “議員報酬の月額3割削減・ボーナス5割削減, 費用弁償も廃止。”と明記している。</p> <p>○ 徹底した行政改革で財源を捻出することは勿論, 先ずは議員が率先垂範し議員報酬のカットを行なうべきではないか。</p> <p>○ 先ずは議員全体として2割削減すべきであると考えます。</p>
<p>自民党神戸</p>	<p>○ 地方議会議員の法的位置付けについては, 戦後, 地方制度が地方自治法の下に一本化されたが, そこには明記されず, 非常勤の特別職公務員であるという位置付けとの解釈がされているに過ぎない。地方分権時代における, 地方議員の責務・業務の大きさに鑑みれば, 議員の法的位置付けを明確に規定するよう, これまでのように決議や意見書などを通して, 声を上げていくべきである。</p> <p>○ 現在の地方議員の身分についても, 公選職としての身分保障が十分ではない。議員報酬については, 議員活動の実態に即せば, 見直しが必要であるとは考えないが, 議会費トータルの議論の中で, 例えば政務調査活動の拡充などの検討の一環として議論することは否定するものではない。</p> <p>○ 費用弁償については, 適正な見直しを行ったところであり, 現行のままでよいと考える。</p>

<p>新社会党</p>	<p>○ 議員は議会に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、公式・非公式を問わず、調査研究活動、市民代表として市民意思を把握するための活動など様々な活動があり、その職務は、とりわけ政令市では常勤・専業化している。</p> <p>○ また、地方分権時代において議会に期待されている利害調整機能、政策形成機能及び監視機能を十分に発揮するためには、議会改革や政策立案など今まで以上に積極的に議員活動を展開していく必要がある。しかし現在、地方議員の職務や位置付けは法的に明確にされておらず、実態にふさわしい位置づけが必要であり、その期待される役割を十分に果たせるよう議員身分を自治法上「公選職」と明確化が必要。</p> <p>○ 議員報酬のあり方については、単に行財政改革の視点だけではなく、今後の議会・議員活動のあり方を見定めながら、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用しながら議論していくべきである。</p> <p>○ その際、法令上どのようなものが議員活動か規定されていない中、議員活動の範囲と定義づけ、議員の職務の明確化などが必要であり、それも含めての報酬の在り方議論が必要である。その際には、市民に、議会活動や議会改革の成果を説明する責任を果たすなど、市民の目に見える過程が重要。</p> <p>○ 費用弁償については、全国的には廃止の流れであり、廃止の方向で検討し、最低でも実費支給にすべき。</p>
<p>住民投票☆市民力</p>	<p>○ もとより日本の地方議員は「名誉職」としての位置づけで、原則的に無給、費用弁償が認められる程度であった。しかし戦後新憲法下で地方議会の設置が明記され、選挙で選ばれる「特別職公務員」として、報酬や期末手当が認められることになるが、身分はまったく不安定である。</p> <p>○ このため国の地方制度調査会でも「公選職」としての位置づけが検討されたが、公務と政治活動の線引きなどの問題で進展はない。地方議員の位置づけは首長とともに「公選職」として、地方自治法、地方公務員法の見直し、新たな法律整備が必要と考える。</p> <p>○ 地方の時代に入って、地方議員の役割はますます大きくなっている。2008年5月の地方分権改革推進委員会勧告では「開かれた議会」「討論する議会」「衆知を集める議会」「行動する議会」へ向けた議会改革を提起しており、議員の責務、業務はさらに拡大することになる。こういう観点からも、議員報酬や費用弁償のあり方については、根拠のない“〇割削減”ではなく、公募市民や学識経験者らによる「第三者委員会」でキメ細かい検証を行ってもらい、答申を得るべきだと考える。</p>
<p>たちあがれ日本</p>	<p>○ 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、議事機関である議会を構成し、議案等の審議・審査などを行うとともに、高い倫理性を確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する役割がある。</p> <p>○ 神戸市会の議員は、片手間で務まるものではなく、職務に専念すべきであり、その内実からして今の議員報酬は決して高いものではない。</p> <p>○ 費用弁償についても、見直しを行ってきており、現状のままでよいと考える。</p> <p>○ なお、国会議員が有する免責特権や不逮捕特権について議論があり、たしかに、例えば、不穏当発言に対しては世間的にも見る目が厳しくなっている感があるが、いずれにしろ議長・委員長の議事整理権に服するのであり、特権は求めない。</p>

## ○議員定数

<p>民主党</p>	<p>○ 議会改革を継続することが前提であり、拙速な結論を出す必要はないのではないかと。</p> <p>○ 議員定数は、政令指定都市との比較や議員の資質向上なり、人材確保、議員の身分保障等々を検討すべく第三者委員会に諮問し、その内容に応じて議会で適切に判断するべきである。</p>
<p>自由民主党</p>	<p>○ 強大な行政機構と対峙している現況に鑑みると、行政をチェックし、市民生活を守るためには現在の議員数が過大であるとは云えない。</p>
<p>公明党</p>	<p>○ 定数については、言うまでもなく民主主義の要請からは、単なる行政改革における公務員数削減と同様に考えるべきではない。できるだけ多くの市民意見を聴取し、要望を受け、市政にきめ細かく反映するには、一定の人口比が必要であると考えている。</p> <p>○ ただ、議会における諸活動、とくに市民との関係における広報、広聴を充実するための財源確保の方策の一つとして、一定の定数削減はやむを得ないと考える。どこまでも市民の意見をいかにきめ細かく吸収し、市政に反映するか、その点が判断基準となると考える。</p>
<p>日本共産党</p>	<p>○ 議員定数は、法定定数制度から条例で定めることと99年に改正された。全国的に議員定数を減らす傾向が続いている。</p> <p>○ しかし、本来、議員定数というのは、議会制民主主義の根幹であり、住民の意思を十分に反映できるものでなければならず、少なければいいということにはならない。</p> <p>○ 特に、政令指定都市の場合、人口に対する議員定数は一般市などと比べて少ない。たとえば、西区の人口は約25万人だが、議員定数は11となっている。しかし、西区と隣接する明石の人口は約29万人。議員定数は31である。議員一人あたりの人口でいえば、西区は23000人で、明石市は9400人で、2.4倍となっている。</p> <p>○ 当面、これまで長期にわたって維持されてきた、地方自治法で規定されていた上限の72が妥当だと考える。一度72に戻し、議員の活動内容とも関連させながら、第三者機関の意見も聞いて検討すべきだと考える。</p> <p>○ なお、各区の定数は、国勢調査に基づき、その都度変更するという、現在のやり方が妥当だと考える。</p>
<p>みんなの党</p>	<p>○ 我が会派は、ローカルアジェンダ(実行計画)2011の中で、“議員定数を25%削減(69名→52名)”と明記している。</p> <p>○ 横浜市では本年4月からそれまで92名であった定数を86名(6名減)としたことはご承知の通り。</p> <p>○ 神戸市ではかつて72名であった定数を69名(3名減)として。一人あたりの議員数となれば横浜は42900人に一人、一方、神戸市は22400人に一人。</p> <p>○ 他の一般市と比べて多くの事業を抱えチェック機能が必要とはいえ、神戸市の財政を改善するため一層のスリム化が必要であると考えている。</p>

自民党神戸	<p>○ 地方自治法の改正で、議員定数の法定上限の撤廃が行われ、各地方議会の自由度が拡大した。</p> <p>○ 本市会では、すでに平成18年3月に、それまでの定数72を69に改正したところである。その結果、議員1人あたりの人口は22,000人程度であり、他の政令指定都市や近隣市などと比較しても大きいと認識している。</p> <p>○ よって、市民の多様な意見を市政に反映するという観点からは、現在の議員定数をさらに削減することには賛成できない。</p>																																
新社会党	<p>○ 定数のあり方については、市民福祉の向上のため、いかに議会機能(民意吸収、監視、政策立案機能など)を維持・向上させるかという視点で考えることが重要。</p>																																
住民投票☆市民力	<p>○ 議員定数は法律で規定されているが、構想日本の調査(2009年)によると</p> <table border="1" data-bbox="363 622 1029 869"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>人口(万人)</th> <th>地方議員総数</th> <th>人口/議員総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スイス</td> <td>750</td> <td>53000</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>6000</td> <td>506000</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>8200</td> <td>182000</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>31000</td> <td>174000</td> <td>1781</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>6100</td> <td>22000</td> <td>2773</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>12800</td> <td>60000</td> <td>2133</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>4800</td> <td>4200</td> <td>11429</td> </tr> </tbody> </table> <p>もちろん各国の地方制度の違いはあるが、日本の地方議員が多すぎるとは一概に言えない。</p> <p>○ 近隣市でみると、明石(人口29万、議員31)芦屋(9万、22)西宮(48万、42)、政令市は大阪(267万、89)京都(146万、69)堺(83万、52)である。</p> <p>○ 多様な市民の考えを反映させるために基本的に議員定数削減は慎重に、報酬などのあり方とともに、「第三者委員会」で検討すべきだと考える。</p> <p>○ ある政治学者は安直な議員削減、報酬削減は「民主主義のデフレ」であり、「安かろう、悪かろう」の質的低下を招きかねないと警鐘を鳴らしている。</p>	国名	人口(万人)	地方議員総数	人口/議員総数	スイス	750	53000	141	フランス	6000	506000	119	ドイツ	8200	182000	451	アメリカ	31000	174000	1781	イギリス	6100	22000	2773	日本	12800	60000	2133	韓国	4800	4200	11429
国名	人口(万人)	地方議員総数	人口/議員総数																														
スイス	750	53000	141																														
フランス	6000	506000	119																														
ドイツ	8200	182000	451																														
アメリカ	31000	174000	1781																														
イギリス	6100	22000	2773																														
日本	12800	60000	2133																														
韓国	4800	4200	11429																														
たちあがれ日本	<p>○ 地方自治法の改正で、議員定数の法定上限の撤廃が行われたが、これは地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置であり、これまでの上限を上回る定数とすることも許されるようになった。</p> <p>○ 逆に、神戸市会では、すでに平成18年3月に、それまでの定数72を69に改正したところである。</p> <p>○ 他の指定都市をみても、議員1人あたりの人口は、上から7番目くらいで、平均を下回るのではないかと認識している。</p> <p>○ 多元的な民意を吸い上げるには、現在の議員定数が少ないことはあっても、多いとは認められないと考えている。</p>																																